

法務省民二訓第1081号

法 務 局 長
地 方 法 務 局 長

司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条又は第48条の規定に基づく司法書士又は司法書士法人に対する懲戒処分に関する訓令を次のとおり定める。

平成19年5月17日

法務大臣 長 勢 甚 遠



司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、司法書士法第47条又は第48条の規定に基づき司法書士又は司法書士法人（以下「司法書士等」という。）に対する懲戒処分を行う場合の基準及び同法第51条の規定による公告をする場合における懲戒処分の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（懲戒処分の公正かつ適正な実施）

第2条 法務局又は地方法務局長は、この訓令の定めるところにより、司法書士等の懲戒処分を公正かつ適正に行わなければならない。

（懲戒処分の基準）

第3条 司法書士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当するときは、同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分を標準として、懲戒処分を行うものとする。ただし、司法書士法人に対して懲戒処分をする場合には、次のとおりとする。

- 一 主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長が懲戒処分を行う場合においては、別表の懲戒処分の量定の欄中「2年以内の業務の停止」とあるのは「2年以内の業務の全部又は一部の停止」と、「業務の禁止」とあるのは「解散」と読み替えるものとする。
- 二 従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長が懲戒処分を行う場合においては、別表の懲戒処分の量定の欄中「2年以内の業務の停止」又は「業務の禁止」とあるのは「当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該従たる事務所についての2年以内の業務の全部又は一部

の停止」と読み替えるものとする。

(情状等による加重及び軽減等)

第4条 前条の規定により懲戒処分を行う場合において、司法書士等が行った行為の態様が極めて悪質であること、その行為の件数が多数であること等の相当の事由があるときは、同条の規定において行うものとされる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

2 前条の規定により懲戒処分を行う場合において、司法書士等に特段の情状が認められるときは、同条の規定において行うものとされる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができる。

3 司法書士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当する場合において、当該違反行為の態様その他すべての事情を勘案し懲戒処分を行わないことが相当であると認められるとき（原則として同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わないことができる。

(別表に掲げられていない違反行為の量定)

第5条 司法書士等が行った行為が司法書士法又は同法に基づく命令に違反する場合であって、別表の違反行為の欄に掲げるもののいずれにも該当しないときは、同欄に掲げる違反行為のうち当該行為に類似するものに準じて当該行為に対する懲戒処分を行うものとする。

(公表)

第6条 法務局又は地方法務局の長は、司法書士法第51条の規定に基づく公告をする場合には、司法書士等の個々の懲戒処分について、懲戒処分を受けた者の氏名又は名称、所属する司法書士会の名称、登録番号、事務所の所在地並びに処分の年月日、処分の量定及び処分の対象となった違反行為を公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

違 反 行 為	懲戒処分の量定
公文書偽造又は私文書偽造	刑法（明治40年法律第45号）第155条 又は第159条の規定に該当するもの
名義貸し又は他人による業務の取扱い	自己の名義において、他人に業務を行わせたもの
職務上請求用紙の不正使用等	戸籍謄本等職務上請求用紙を目的以外に不正に使用したもの及び戸籍謄本等職務上請求用紙を用いて取得した戸籍謄本等を目的以外に不正に使用したもの
業務停止期間中の業務行為	業務停止期間中に業務を行ったもの
報酬の不正受領	受託した事件を正当な事由なく履行せず報酬を受領するなど報酬を不正に受領したもの
登記申請意思確認義務違反又は本人確認義務違反	登記申請人の申請意思確認又は本人確認を怠ったもの
不当誘致行為	不当な手段を用いて業務の誘致を行ったもの
補助者の監督責任又は未登録補助者の使用	補助者の監督責任を問われたもの又は業務を行うに当たり未登録の補助者を使用したもの
受託事件の放置	受託した事件を正当な事由なく履行しないもの
受任拒否	正当な事由なく依頼された事件の受託を拒否したもの（簡裁訴訟代理等関係業務及び民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）
会則違反	司法書士会の会則に違反したもの
業務外行為	業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当するもの

懲戒処分の量定

2年以内の業務の停止
又は
業務の禁止

戒告
又は
2年以内の業務の停止

戒告

戒告、2年以内の業務の停止又は業務の禁止